

愛知県土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する条例（仮称）による規制のあり方について

1 総則

検討内容	方向性
<p>(目的)</p> <p>県内一律で適用され、効果的に事業者等を指導できる制度が必要。</p>	<p>(目的)</p> <p>災害の発生の防止、生活環境の保全を図ることにより、県民の安全で安心な暮らしを確保することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>運用にあたり、用語等について正確に認識されることが必要。</p>	<p>(定義)</p> <p>用語の定義を正確に認識させるため明確にする。</p>
<p>(責務)</p> <p>問題が発生した場合の適正な是正のためには、関係者の責任を明確にすることが必要。</p>	<p>(責務)</p> <p>県、土砂等の埋立て等及び採取に係る事業者、土地所有者の責務を定め、適正な運用を図る。</p>

2 土砂等の埋立て等の把握

検討内容	方向性
<p>(埋立地等の把握)</p> <p>現行法令等の規制対象外の箇所においても土壌成分情報を把握する規制制度が必要であり、許可制として規制し、許可基準を設定することが必要。</p>	<p>(埋立地等の把握)</p> <p>土砂等の埋立て等を事前に県が把握でき、一定規模以上の事業を行う場合の安全性を確保できる制度とする。災害発生の防止と環境保全を確保できる基準を設ける。</p>
<p>(住民への周知)</p> <p>土砂等の埋立て等に関して、事前に周辺住民が把握できる制度が必要であり、周知の方法等も示すことが必要。</p>	<p>(住民への周知)</p> <p>事業者は事前に災害の防止及び環境への保全措置等を周辺住民に周知する。</p>
<p>(市町村との連携)</p> <p>地域の意向や状況の把握が必要。</p>	<p>(市町村との連携)</p> <p>県が申請等を受理した際等、市町村長の意見を聴く。</p>
<p>(土地所有者の同意)</p> <p>事業者の責務を果たさせ、土地所有者に事業計画等を把握させることが必要。</p>	<p>(土地所有者の同意)</p> <p>事業者が適切に事業を行うことを認識させ、土地所有者は不適正な事業が行われないよう管理に努めさせる。</p>
<p>(土砂等の搬入規制)</p> <p>汚染された土砂等などが埋立て等に使用されることを未然に防止できるように規制制度が必要。</p>	<p>(土砂等の搬入規制)</p> <p>有害物質等に係る土砂等の基準を設け、これを満たさない土砂等の埋立て等を禁止できる制度とする。土砂等の発生場所等を把握、審査し、監視指導を行う。</p>

検討内容
(無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制) 盛土等の崩壊等による災害の発生を防止するための一定の構造基準が必要。
(埋立て等の維持管理に関する規制) 埋立て等の作業中や完了後に安全を確認できる制度が必要。
(措置命令等) 災害のおそれがあると認められる時や許可等を受けていない事業者に対して、必要な措置命令をできるようにする制度が必要。



方向性
(無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制) 埋立て等の安全が確保できる 構造基準を定め 、これに満たない埋立て等を禁止できる制度とする。 構造基準は、区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の恐れがないように定める。
(埋立て等の維持管理に関する規制) 埋立て等の作業中に土砂等の 搬入量を定期的に報告 する制度を設ける。 埋め立て完了時等において、周辺環境への影響の有無を確認するとともに、災害防止措置等について計画通りに施工されていることを確認する制度とする。
(措置命令等) ・災害発生のおそれがある場合 ・許可等を受けていない事業者 ・許可基準に適合していない場合等 それぞれの場合に 必要な措置 を命じることができる制度とする。

3 土砂等の採取の把握

検討内容
(採取地の把握) 現行法令等の規制対象外の箇所においても事業の実施を把握する制度が必要であり、 認可制 として規制し、認可基準を設定することが必要。
(採取計画) 無秩序な土砂等の採取が行われないうよう土砂等の採取計画を把握し、採取する場所、方法、土砂等の採取量等の把握が必要。
(土砂等の採取基準) 土砂等の採取事業に伴い土砂の流出、崩壊等の災害が生じないようにする制度が必要。
(措置命令等) 災害のおそれがあると認められる時や認可等を受けていない事業者に対して、必要な措置命令をできるようにする制度が必要。



方向性
(採取地の把握) 土砂等の採取を事前に県が把握でき、 一定規模以上の事業 を行う場合の安全性を確保できる制度とする。該当箇所の 市町村へ通知し情報を共有 する。
(採取計画) 認可の基準を設け、 採取計画 を提出する制度とする。
(土砂等の採取基準) 災害防止及び採取跡地の整備に必要な土砂等の 採取方法等に関する基準 を設けることとする。
(措置命令等) ・災害発生のおそれがある場合 ・認可等を受けていない事業者 それぞれの場合に 必要な措置 を命じることができる制度とする。

4 罰則等

検討内容
(立入検査、報告徴収、命令、罰則) 県内全域に一定の強制力のある措置 命令等が行える制度が必要。
(経過措置) 現在行われている埋立て等の行為の うち、現在は合法であるが、条例の基 準に適合しないことにより、条例制定 後指導や規制が必要。



方向性
(立入検査、報告徴収、命令、罰則) 規制内容の 実効性を担保 するため、 罰 則 を適用できる制度とする。
(経過措置) 条例で定める各種基準へ適合するた めの移行期間等の経過措置を設ける。

5 その他

検討内容
(適用除外) 過剰な規制を避けるため、行為者や行 為内容等の要件に応じた適用除外が 必要。
(申請者の欠格要件) 適正に、かつ継続的に埋立て等の行為 を行えるものかどうかの判断が必要。
(県内市町村条例との関係) 市町村と県の役割等を整理し、効果的 な条例が必要。



方向性
(適用除外) ・埋立て等の場合は面積がある一定規 模以下、採取の場合は面積又は土量 がある一定量以下のもの ・適正な執行、管理体制が確保されて いるもの（国や地方公共団体など） ・法令等の規定による許認可等その 他の処分による土砂等の埋立て等及び 採取であり規則で定めるもの ・災害復旧などの応急措置 など
(申請者の欠格要件) 暴力団関係者 関係法令に違反した者や継続的に事 業を行える相応の資金等を有しない 者等は適正な事業を実施し得ないも のとして規定する。
(県内市町村条例との関係) 現在施行されている市町村条例と県 条例の規制内容の調整を行うなど連 携する。また、新たに市町村が条例を 制定する際にも調整し連携する。